

令和3年7月31日

スポーツ団体 各位

NPO法人京田辺市社会体育協会
会 長 井 上 晃 志
【印省略】

まん延防止等重点措置の適用を受けて（7月31日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、京都府にまん延防止等重点措置が適用されることを受けまして、下記の通り活動の制限がございますので、貴団体で周知いただき、遵守していただきますようお願い申し上げます。

スポーツ団体の皆様には何かとご不便をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 期間について

- ・令和3年8月2日（月）から8月31日（火）迄（予定）

2. 市内小中学校の使用（学校開放事業）について

- ・京田辺市から要請があり上記期間中は19時以降の使用を中止

※期間中19時以降に使用申請している団体は各学校へのキャンセル連絡は不要

3. 有料公園施設等の使用について

- ・京田辺市から要請があり上記期間中は19時以降の使用を中止
- ・田辺中央体育館窓口での申請受付は通常通り9～19時（減免申請は9～17時）
- ・期間中19時以降に使用申請されている団体は申請書の控えとご本人確認ができる運転免許証等を持参のうえ還付の手続きをお願いします

4. 会員の活動について

- ・不要不急の外出や移動を控えてください

5. 本協主催事業（市民総体や各団体大会、定期練習など）の実施について

- ・感染予防対策を講じた上で実施可能です

6. 本協会が主催しない大会等への参加について

- ・主催者の判断のもと開催場所や施設の方針に従い、感染予防対策を講じた上で参加可能です

問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 FAX：62-1534

メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp